

届出事項記載書

1 調査の名称

人権に関する県民意識調査

2 調査の目的

県民の人権に関する意識を把握し、今後の人権施策を推進していくうえでの基礎資料とするとともに、平成29年度調査結果等と比較することにより県民の意識の変化を把握することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 高知県全域

(2) 属性的範囲 (■個人 □世帯 □事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)
満18歳以上の高知県内居住者

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数 3,000人 (母数団の大きさ: 約600,000人)

(2) 報告者の選定方法 (□全数 ■無作為抽出 □有意抽出)

調査実施時期に利用可能な最新の市町村の選挙人名簿の情報をうい、層化二段無作為抽出法により選定する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は別添の調査票を参照)

ア. 人権について

イ. 同和問題について

(本調査には、意識等に関する事項も含まれる。詳細は調査票を参照。)

(2) 基準となる期日又は期間

調査票記入日現在 (調査実施期間中の任意の1日)

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

高知県一民間事業者一報告者

(2) 調査方法

■郵送調査 □オンライン調査 □調査員調査 □その他 ()

[調査方法の概要]

- ・高知県から調査業務を受託した民間事業者が、郵送により報告者に調査票を配布する。
- ・報告者は調査票に記入し、民間事業者に郵送で提出する。
- ・民間事業者は調査票をとりまとめて県に提出する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

□1回限り □毎月 □四半期 □1年 □2年 □3年 ■5年 □不定期 □その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年: 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和4年7月中旬～8月上旬

8 その他

統計法に関する認識不足により、本調査は、過年度（平成14年度、平成24年度、平成29年度）に届出を行わず実施しており、かつ、今回、「統計調査を行う30日前までに」届出を行うことができませんでした。